



◆◆◆ 税を考える週間(11月11日～17日) ◆◆◆

「署長講演会」開催のご案内

当会は、会員の皆様に“身近な税に関心を持っていただきたい”と毎年この時期に渋谷税務署長に講師をお願いして『講演会』を開催しております。皆様お誘い合わせの上、ご来場下さるようお願い申し上げます。

なお、『講演会』終了後、意見交換会を開催いたします。併せて多数ご参加下さるよう、ご案内申し上げます。

<テーマ> 「現在につながる税金の歴史」

<講師> 渋谷税務署 署長 三木 信博 氏

<日時> 11月13日(火) 「渋谷税務署長講演会」 午後5時～6時
「意見交換会」 午後6時15分～7時45分

<場所> 南国酒家・原宿店迎賓館
(渋谷区神宮前6-35-3 B1F Tel 3400-0031)

<定員> 70名 (会員以外の方もご参加いただけます)

<参加費> 講演会 無 料 意見交換会 4,000円

会員・一般納税者向け「税務講習会」

『税を考える週間』行事として、地域の皆様に関心のある税金についての講習会を行っております。多数のご参加をお待ちしています。

<テーマ> 「相続税・贈与税の基本と改正点」

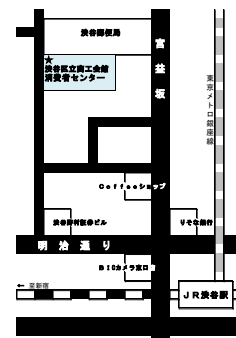
<講師> 東京税理士会 渋谷支部 中島 武廣 殿

<日時> 11月27日(火) 午後6時～7時30分

<場所> 渋谷区立商工会館 2階 大研修室
渋谷区渋谷1-12-5

<定員> 80名 (会員以外の方もご参加いただけます)

<参加費> 無 料



平成30年分 年末調整等説明会の開催について

《 昨年と同じ会場で開催します。 》

年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、以下の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上ご来場願います。

開催日	用紙配布	説明会	対象地域 ^(※)	会場
11月7日(水)	9:20～ 9:50	10:00～12:00	上原、大山町、神山町、松濤 神宮前、神南、千駄ヶ谷、富ヶ谷	渋谷区文化総合センター 大和田 4階 さくらホール 渋谷区桜丘町23-21
	13:20～13:50	14:00～16:00	笹塚、西原、幡ヶ谷、初台、本町 元代々木町、代々木、代々木神園町	
11月8日(木)	9:20～ 9:50	10:00～12:00	宇田川町、桜丘町、渋谷、神泉町 道玄坂、南平台町、鉢山町、円山町	
	13:20～13:50	14:00～16:00	鶯谷町、恵比寿、恵比寿西、恵比寿南 猿樂町、代官山町、東、広尾	

※ 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。



「渋谷区文化総合センター大和田 4階 さくらホール」

[住所]

・渋谷区桜丘町 23-21

[アクセス]

- ・渋谷駅より徒歩5分
- ・大和田シャトル直行バス
(ハチ公口 - 大和田)
- ・ハチ公バス コミュニティバス
(タヤけこやけルート)

◎ 説明会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

《給料等や税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税の納期限》

○ 「納期の特例」の承認を受けていない場合

平成30年12月支払分 …… 平成31年1月10日(木)まで

○ 「納期の特例」の承認を受けている場合

平成30年7月から12月支払分 …… 平成31年1月21日(月)まで

◆◇ 青年部主催 体験してみよう！はじめてのパソコン会計 ◇◆

< 会計ソフトで楽々複式簿記 やよい会計パソコン教室 >

パソコンの簡単な文字入力・マウスが使える方！
これからパソコン会計を始めたいとお考えの方！

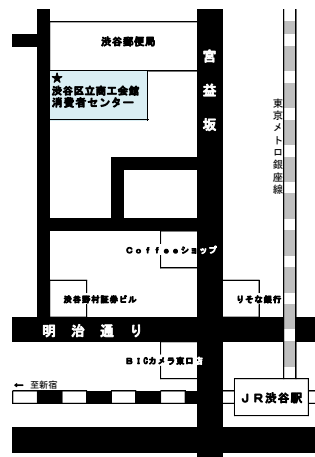
<日 時> 11月29日(木)・30日(金)

午前の部(不動産編) 9:30~12:30

午後の部(一般編) 13:30~16:30

<場 所> 渋谷区立商工会館 6階 クラブ室

<費 用> 無 料 <定 員> 6名様 ※お電話にてご予約をお願いします



● 都税についてのお知らせ ●

昨年度に引き続き、平成30年度も

小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



減免対象

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分。
ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限ります。

減免割合

固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続

減免を受けるためには、申請が必要です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 電話 03-5420-1621(代表)

● 事務局からのお知らせ ●

◆◇ 11月の税務相談日 ◇◆

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

<日 時> 11月21日(水) 午前10時~午後4時 (お一人約1時間を予定)



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！



- ◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は **税務署へ提出する都度、マイナンバー（個人番号）の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
 ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
 ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面）または②の写しを添付してください。
 ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

イータックスなら

① 国税庁ホームページから電子申告

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、そのままe-Tax（電子申告）を利用して提出できます。（当会の「e-Taxコーナー」を利用して送信することもできます。）

② 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。（確定申告期限から5年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。）

③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、書面提出に比べ早期処理しています。（3週間程度に短縮。）

※ マイナンバーカードに切り替えた方は、カードをお持ちください。e-Tax をすれば本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

※ マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類が必要です。

自分一人ではちょっと不安な方でも事務局にお越しただければ、最初から最後までお手伝いをいたします。

当会の「e-Taxコーナー」にて送信支援を行いますので、ぜひ挑戦してください（^^）

平成31年版「会員必携」の配布について

◎ ご希望の方は事務局までご連絡ください。

★ お申込み、お問合せは事務局までTEL:03(3463)7043 URL:<http://www.428aairo.jp/>